

指定訪問介護重要事項説明書

社会福祉法人 誠愛会
介護サービスセンター南聖園

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1 ページ
2. 事業所の概要	
3. 事業実施地域及び営業時間	
4. 職員の体制	2 ページ
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	
6. サービスの利用に関する留意事項	8 ページ
7. 第三者評価の実施状況	9 ページ
8. 苦情の受付について	
9. サービス実施の記録について	10 ページ
10. 事故発生時及び緊急時の対応方法	

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や、提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 誠愛会
- (2) 法人所在地 東京都あきる野市瀬戸岡305番地1
- (3) 電話番号 042-559-2111
- (4) 代表者氏名 理事長 南澤勝久
- (5) 設立年月 昭和56年5月1日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成15年4月1日指定
東京都1375200134号
- (2) 事業の目的 事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態にある高齢者に対し適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。
- (3) 事業所の名称 介護サービスセンター南聖園
- (4) 事業所の所在地 東京都あきる野市館谷268番地8
- (5) 電話番号 042-533-0533
- (6) 事業所長（管理者）氏名 五十嵐 幸子
- (7) 当事業所の運営方針

1. 事業所の訪問介護員等は、要介護者等心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては関係区市町村、地域の保険・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- (8) 開設年月 平成15年4月1日

- (9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[介護予防訪問介護] 平成18年4月1日指定

[介護予防・日常生活支援総合事業] 平成30年4月1日指定（あきる野市・羽村市）
東京都1375200134号

[障害者自立支援] 平成18年4月1日指定

居宅介護・重度訪問介護 東京都1314900091号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域

あきる野市、八王子市、青梅市、日の出町、羽村市です。

(2) 営業日及び営業時間

事業所の 営業日	月～金			
事業所受付時間	月～金 9時～18時			
サービス提供 時間帯		通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～ 8:00	夜 間 18:00～22:00
	平日	○	○	○
	土・日・祝日	○	○	○

※12月31日～1月3日は原則としてお休みいたします。

必要である方につきましては、担当ケアマネジャーにご相談願います。

※電話等により、24時間常時連絡可能な体制とします。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準	業務内容
1. 事業所長（管理者）	1		1	1名	従事者及び業務の管理
2. サービス提供責任者	1		0.9	1名	訪問介護計画の作成・調整
（1）介護福祉士	1				
3. 事務職員		1	0.8		必要な事務
4. 訪問介護員		14	1.6	2.5名	訪問介護サービス
（1）介護福祉士		3	0.3		〃
（2）訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級）課程修了者					〃
（3）訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級）課程修了者		11	1.3		〃

※常勤換算：職員それぞれ週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の訪問介護員が5名いる場合、常勤換算では、

1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）＊

以下のサービスについては、利用料金の大部分（7割～9割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要と利用料金＞

○訪問介護計画書の作成

○身体介護

入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

○生活援助

調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上のサポートをいたします。

☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づいて提供いたします。

① 介護サービス計画作成

② 身体介護

○ 入浴介助・身体の清拭

…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。

○ 排せつ介助

…トイレ誘導やおむつ交換など、排せつの介助等を行います。

○ 食事介助 …食事の介助を行います。

○ 体位変換 …体位の変換を行います

○ 通院介助 …通院の介助を行います。

③ 生活援助

○ 調理

…ご契約者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）

○ 洗濯

…ご契約者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

○ 掃除

…ご契約者の居室の掃除を行います。（ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）

○ 買い物

…ご契約者の日常生活に必要となる物品の買い物をを行います。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

<サービス利用料金>（契約書第8条参照）

（1）それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。
《1割負担の方》

サービス時間	特定事業所加算Ⅱ（1.10） 地域加算（10.70） 処遇改善加算Ⅰ（28.7%）含	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	30分増す ごとに
身体介護	① 利用料金（10割）	2,461円	3,691円	5,863円	8,592円	1,241円
	②うち、介護保険から 給付される金額（9割）	2,214円	3,321円	5,276円	7,732円	1,116円
	③サービス利用に係る 自己負担額（①－②＝③）	247円	370円	587円	860円	125円
サービス時間			20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	④ 利用料金（10割）		2,717円	3,327円		
	⑤うち、介護保険から 給付される金額（9割）		2,445円	2,994円		
	⑥サービス利用に係る 自己負担額（④－⑤＝⑥）		272円	333円		

《2割負担の方》

サービス時間	特定事業所加算Ⅱ（1.10） 地域加算（10.70） 処遇改善加算Ⅰ（28.7%）含	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	30分増す ごとに
身体介護	① 利用料金（10割）	2,461円	3,691円	5,863円	8,592円	1,241円
	②うち、介護保険から 給付される金額（8割）	1,968円	2,952円	4,690円	6,873円	992円
	③サービス利用に係る 自己負担額（①－②＝③）	493円	739円	1,173円	1,719円	249円
サービス時間			20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	⑤ 利用料金（10割）		2,717円	3,327円		
	⑤うち、介護保険から 給付される金額（8割）		2,173円	2,661円		
	⑥サービス利用に係る 自己負担額（④－⑤＝⑥）		544円 4	666円		

《3割負担の方》

サービス時間	特定事業所加算Ⅱ (1.10) 地域加算 (10.70) 処遇改善加算 (28.7%) 含	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	30分増す ごとに
身体介護	① 利用料金 (10割)	2,461 円	3,691 円	5,863 円	8,592 円	1,241 円
	② うち、介護保険から 給付される金額 (7割)	1,722 円	2,583 円	4,104 円	6,014 円	868 円
	③ サービス利用に係る 自己負担額 (①-②=③)	739 円	1,108 円	1,759 円	2,578 円	373 円
サービス時間			20分以上 45分未満	45分以上		
生活援助	④ 利用料金 (10割)		2,717 円	3,327 円		
	⑤ うち、介護保険から 給付される金額 (8割)		1,901 円	2,328 円		
	⑥ サービス利用に係る 自己負担額 (④-⑤=⑥)		816 円	999 円		

- ◆「サービス時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ◆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて、介護給付費体系により計算されます。
- ◆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合は、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
 - ・ 夜間（午後6時から午後10時まで）：25%増
 - ・ 早朝（午前6時から8時まで）：25%増
 - ・ 深夜（午後10時から午前6時まで）：50%増
- ◆2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合*は、ご契約者の同意の上で、通常利用料金の2倍の料金をいただきます。
 - *2人の訪問介護員でサービスを行う場合
 - (例)・体重の重い方等に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・ 暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合
 - ・ その他、ご契約者の安全確保の為に必要と思われる場合

◆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

◆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

◆初回加算 （200単位）

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、又は他の訪問介護員等が訪問を行う際に同行訪問した場合に加算されます。

◆中山間地域等にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、所定単位数の5%を加算した金額をいただきます。

◆生活機能向上連携加算

（Ⅰ）1月につき100単位を加算

サービス提供責任者が訪問または通所リハビリテーション事業所、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書を作成し、当該訪問介護計画に基づく訪問介護を行う。初回の当該訪問介護が行われた月に加算。

（Ⅱ）1月につき200単位を加算

利用者に対して、訪問または通所リハビリテーション事業所、またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が訪問または通所リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供責任者が同行する等により、医師等と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、医師等と連携し、訪問介護計画に基づく訪問介護を行う。初回の訪問介護行われた月以降3月の間、1月につき加算する。

◆介護職員処遇改善加算（Ⅰ）ロ

所定単位数の28.7%を加算

◆緊急時訪問介護加算 （1回につき100単位）

利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者、またはその他の訪問介護員等が居宅サービス計画に無い訪問介護（身体介護中心に限る）を行った場合に加算されます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

	20 分未満	20 分以上 30 分未満	30 分以上 1 時間未満	1 時間以上 1 時間 30 分未満	30 分増す ごとに
身体介護	2,461 円	3,691 円	5,863 円	8,592 円	1,241 円
		20 分以上 45 分未満	45 分以上		
生活援助		2,717 円	3,327 円		

(3) 交通費（契約書第8条参照）

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

(4) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は1か月ごとに計算し、毎月20日までに前月分の請求をいたしますのでその月の末日までにお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 収納代行会社「明治安田収納ビジネスサービス（株）」との委託契約により、下記のとおり口座から振替（自動引落し）集金させていただくこともできます。

- (1) 金融機関 郵便局を含む全ての金融機関
- (2) 支払者 ご利用者以外の方の預金口座からも引落しできます。
- (3) 手数料 全て法人で負担します。
- (4) 1か月ごとに計算し、毎月20日までに前月分の請求をいたします。
- (5) 翌月の27日に引落としとなります。

イ. 下記指定口座への振り込み

秋川農協 本店 普通預金 0073927
社会福祉法人 誠愛会 介護サービスセンター南聖園
理事長 南澤勝久

(5) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

- 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問介護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	1回につき1,000円

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により、ご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替（契約書第6条参照）

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご契約者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項（契約書第7条参照）

① 定められた業務以外の禁止

ご契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者へ依頼することはできません。

② 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問介護サービスの実施にあたってご契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③ 備品等の使用

訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は、無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更（契約書第 10 条参照）

サービス利用当日にご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問介護員の禁止行為（契約書第 14 条参照）

訪問介護員はご契約者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ ご契約者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

(6) サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や、訪問介護計画の作成などはじめ、次のような業務を担当します。利用にあたって疑問点やご心配な点があったり、サービス内容を変更したりしたい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。（担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。）

< サービス提供責任者の業務 >

- ① 訪問介護サービスの利用の申込みに関する調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑤ 訪問介護員業務の実施状況の把握
- ⑥ 訪問介護員の業務管理
- ⑦ 訪問介護員の研修、技術指導
- ⑧ その他サービスの内容の管理について必要な業務

7. 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

8. 苦情の受付について（契約書第 23 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 サービス提供責任者：五十嵐幸子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00
○電話番号 042-533-0533
○FAX 042-533-0534

(2) 行政機関その他苦情受付期間

①ご利用者の保険者 (出身市町村等) の介護保険担当課

あきる野市の場合: あきる野市高齢者支援課介護保険係

所在地 〒197-0814

東京都あきる野市二宮350

電話番号・042-558-1111 (代)

受付時間・8:30～17:15

②東京都国民健康保険団体連合会・苦情相談窓口専用

所在地 〒102-0072

東京都千代田区3丁目5番1号東京区政会館10F

電話番号・03-6238-0177 (直通)

受付時間・9:00～17:00 (土・日・祝祭日を除く)

③ 東京都福祉保健局高齢者施策推進部

所在地 〒163-8001

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

電話番号・03-5321-1111

受付時間・月曜日から金曜日 (土・日・祝日は休業)

9:00～12:00

13:00～16:30

9. サービス実施の記録について

(1) サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお居宅介護計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス提供日より5年間保存します。

(2) 利用者の記録や情報管理、開示について (契約書第12条参照)

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

10. 事故発生時及び緊急時の対処方法

サービス提供中に、事故が発生した場合は、速やかに市町村及び利用者のご家族等に連絡して必要な措置を講じます。利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて緊急連絡先へ速やかにご連絡します。

令和 年 月 日

指定訪問介護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

介護サービスセンター 南聖園

説明者職名 サービス提供責任者

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。また、貴事業所のサービスを利用するにあたり次の事項について私および私の家族の個人情報を開示することに同意いたします。

- 1 契約者に医療上、緊急の必要性がある場合に医療機関等に契約者に関する心身の状況等の情報を提供する事並びにそれに付随して家族の情報を提供する事。
- 2 事業者が主催するサービス担当者会議、またはサービスの質の向上を目的とした評価機関による審査のために、契約者およびその家族の個人情報を用いる事。

令和 年 月 日

利用者住所

氏 名

印

利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。
(契約時において判断が下せない場合、下記の方をご契約当事者とさせていただきます)

ご家族代表者住所

氏 名

印

(続柄)

電話番号

代理人住所

氏 名

印

(続柄)

電話番号